

—弁護士によるセクシュアル・ハラスメント 性を理由とする差別的取扱いの禁止—

日本弁護士連合会では、2012年4月から「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」を定め、弁護士によるセクシュアル・ハラスメントや性を理由とする差別的取扱いの発生に対する専門の「相談員」による苦情処理機関を設置しております。

セクシュアル・ハラスメントとは

他人に不快感を感じさせる性的な言動をすること。

例

- 身体的特徴や容姿の善し悪しを話題にする
- 食事にしつこく誘う
- 本人の希望を聞くことなく、接待を伴う飲食店へ同伴させる

性を理由とする差別的取扱いとは

生物学的若しくは社会的な性差、性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いをすること。

例

- 業務分担を男女別にする
- 採用条件や選考基準を男女別にする
- 婚姻・妊娠・出産等を理由として女性に対し不利益取扱いをする

その他、具体的な例は日弁連ウェブサイトから「性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの禁止に関する指針」を御覧ください。

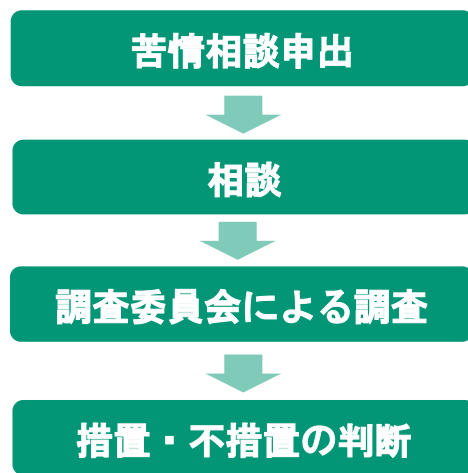
相談対象者

- 被害を受けた会員
- 司法修習生
- 会員の事務所に勤務する職員
(これからなろうとする者・
過去職員であった者も含む)
- 弁護士会・弁護士会連合会の職員
- 依頼者または相談者

相談範囲

- 弁護士の事務所における活動
- 弁護士会等における活動
- 会員の職務におけるセクハラ・
性を理由とする差別的取扱い

相談の流れ



詳細はウェブサイトを御確認ください

相談フォーム

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/petition/claim/sexual_harassment.html



個人情報の取扱いについて

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の「性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの禁止に関する規則」に基づき、厳重に管理し、相談に係る事務・情報連絡・保管等のために利用いたします。

また、この個人情報は、日本弁護士連合会の差別的取扱い等相談担当窓口、規則運営事務局、担当相談員、調査委員会の委員の間で共有し、相手方に対する助言または勧告等の措置が行われた時には事案に関連する当該弁護士会に対して通知することがあります。